

## 少年サポートセンター運営要綱の制定について(例規通達)

少年サポートセンターは、少年警察活動について中心的な役割を果たすものであるが、非行少年の立ち直り支援など、少年非行防止に資する活動を広域的に実施するとともに、児童相談所を始めとした関係機関・団体等との連携をより一層深め、官民一体となった総合的な対策を効果的に推進する必要があることから、専門的な知識及び技能を有する少年警察補導員を警察本部に集中配置するなど、その機能強化を図ることとした。

これに伴い、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成31年3月25日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「少年サポートセンター運営要綱の制定について」(平成11年3月19日付け富少第147号)は廃止する。

### 別添

#### 少年サポートセンター運営要綱

#### 第1 目的

この要綱は、富山県警察の組織に関する訓令(昭和58年富山県警察本部訓令第1号)第2条に定める少年サポートセンター(以下「センター」という。)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 設置・活動拠点等

##### 1 センターの設置

生活安全部少年女性安全課(以下「少年女性安全課」という。)にセンターを置き、センター室長及び少年警察補導員を配置する。

なお、センターに勤務する職員(以下「センター職員」という。)は、少年女性安全課に所属するものとする。

##### 2 活動拠点及び活動区域

センターは、少年サポートセンター本部(以下「本部センター」という。)、少年サポートセンター東部分室(以下「東部分室」という。)及び少年サポートセンター西部分室(以下「西部分室」という。)により構成し、活動拠点及び活動区域は、原則として別表のとおりとする。ただし、生活安全部少年女性安全課長(以下「少年女性安全課長」という。)が必要と認めたときは、表の活動区域に限らず、センター職員を運用できるものとする。

#### 第3 所掌事務

センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 継続補導・被害少年に対する継続的支援及び少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動に関すること。
- (3) 関係機関(学校、児童相談所、少年鑑別所等)と連携した児童の保護・支援に関すること。
- (4) 非行・被害防止に向けた啓発活動に関すること。
- (5) 街頭補導・サイバー補導に関すること。

- (6) 少年警察ボランティア等との連携に関する事。
- (7) 有害環境の浄化に関する事。
- (8) 専門性向上のための研修への参加に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、少年非行防止に関する事。

#### 第4 活動計画及び活動記録

##### 1 活動計画の策定

センター職員は、各活動区域内における祭礼、花火大会その他雑踏を伴う大規模行事の開催予定、少年のたまり場となりやすい大型ショッピングセンター、ゲームセンター、カラオケスタジオ、インターネットカフェ、マンガ喫茶等を把握し、予定されている各種の広報啓発行事、講師要請、学校等との連絡対応等を踏まえて、翌月分の活動計画を策定するものとする。

##### 2 活動計画の通知

センター室長は、毎月25日までに、翌月分の活動計画を盛り込んだ少年サポートセンター運用計画表（別記様式第1号）を策定し、これをセンター職員及び各警察署に示さなければならない。

なお、活動計画にあらかじめ盛り込むことが困難である継続補導活動、被害少年の支援活動、関係機関団体との連携活動等については、その都度、センター職員と活動区域内の警察署が相互に連絡を図って実施することとする。

##### 3 活動記録

少年警察補導員は、勤務日誌（別記様式第2号）により、その活動状況を記録しなければならない。

#### 第5 警察署との連携

- 1 少年女性安全課長は、センターの運営において、各警察署と連携を図り、効果的な運用に努めるものとする。
- 2 センター職員は、活動区域における業務を円滑かつ効果的に行うため、定期的に活動区域内の警察署に赴き、活動区域内の警察署の職員と連携を図るものとする。

#### 第6 事件等の引継ぎ

少年女性安全課長は、センター職員の取扱い事案が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、必要な措置を講じた上、当該事案の発生地を管轄する警察署長に連絡し、関係書類等を引き継ぐものとする。

- (1) 非行少年等を発見し、又は非行少年等に関する情報を得た場合
- (2) 福祉犯の被害少年を発見若しくは保護し、又は福祉犯に関する情報を得た場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、各種法令に違反する行為を現認し、又はその被疑者、被害少年、参考人等関係者に関する情報を得た場合
- (4) 家出少年を発見し、又は保護した場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、警察署で処理することが適当と認められる場合

#### 第7 職員の派遣

- 1 警察署長は、センター職員の派遣を必要とする場合は、少年女性安全課長に派遣を

要請することができる。

- 2 少年女性安全課長は、前項の派遣要請を受けたときその他少年警察活動を推進する上で必要があると認めたときは、センター職員を警察署に派遣するものとする。

## 第8 ヤングテレホンコーナーの運用

### 1 設置場所

東部分室及び西部分室に設置する。

### 2 実施体制

- (1) 実施責任者 少年女性安全課長
- (2) 実施担当者 センター職員

### 3 記録及び報告

- (1) 相談を受理した場合は、警察相談簿（平成13年3月30日付け富生企第286号「警察相談取扱要綱の制定について」別記様式第1号。）を作成し、少年女性安全課長に報告するものとする。
- (2) 東部分室及び西部分室は、毎月の相談受理状況を「ヤングテレホン受理状況」（別記様式第3号）により、翌月10日までに少年女性安全課長に報告するものとする。

## 第9 補則

この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な細部事項は、別に定める。

## 別表

名称	活動拠点	活動区域
本部センター	少年女性安全課	入善警察署、黒部警察署、魚津警察署、砺波警察署、南砺警察署及び小矢部警察署の管内
東部分室	富山中央警察署	滑川警察署、上市警察署、富山中央警察署、富山南警察署及び富山西警察署の管内
西部分室	高岡警察署	射水警察署、高岡警察署及び氷見警察署の管内

(様式省略)